

音威子府村地域防災計画

(資料編)

平成27年3月

音威子府村防災会議

〔目 次〕

資 料 編

〔 防 災 組 織 〕	1
○ 資料 1 関係機関等の連絡先	1
〔 消 防 〕	4
○ 資料 2 消防施設等の整備状況	4
〔 災害履歴・震度階級等 〕	5
○ 資料 3 過去の災害の記録	5
○ 資料 4 気象庁震度階級関連解説表	7
〔 災 害 危 険 箇 所 等 〕	11
○ 資料 5 水防区域	11
○ 資料 6 地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険溪流	14
○ 資料 7 (参考) 災害危険区域現地調査による土砂災害危険箇所	16
○ 資料 8 山地災害危険地区	28
○ 資料 9 危険物所在一覧	35
〔 避 難 場 所 〕	36
○ 資料 10 避難場所	36
〔 通 信 ・ 輸 送 〕	37
○ 資料 11 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	37
○ 資料 12 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	39
○ 資料 13 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	43
○ 資料 14 北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応	46
○ 資料 15 緊急通行車両確認証明書	47
○ 資料 16 緊急通行車両標章	47
〔 応 急 ・ 復 旧 〕	48
○ 資料 17 被害状況判定基準	48
○ 資料 18 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）	52
〔 条 例 ・ 協 定 等 〕	53
○ 資料 19 音威子府村防災会議条例	53
○ 資料 20 音威子府村災害対策本部条例	55
○ 資料 21 災害時における協定一覧	56
○ 資料 22 北海道広域消防相互応援協定	57
○ 資料 23 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	60
○ 資料 24 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	62
○ 資料 25 「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～	65
○ 資料 26 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	69
〔 様 式 〕	71
○ 別記第 1 号様式 職員参集状況報告書	71
○ 別記第 2 号様式 職員等安否確認調査票	72
○ 別記第 3 号様式 気象通報受理簿（兼送信票）	73

○ 別記第 4 号様式	水防活動実施報告	74
○ 別記第 5 号様式	災害情報	75
○ 別記第 6 号様式	被害状況報告(速報・中間・最終)	77
○ 別記第 7 号様式	避難者世帯名簿	79
○ 別記第 8 号様式	避難所収容台帳	80
○ 別記第 9 号様式	避難所設置及び収容状況	80
○ 別記第 10 号様式	救助種目別物資受払簿	81
○ 別記第 11 号様式	公用令書等(別表 第 1 号様式～第 6 号様式)	82
○ 別記第 12 号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について	85
○ 別記第 13 号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	86
○ 別記第 14 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	87
○ 別記第 15 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	88
○ 別記第 16 号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	89
○ 別記第 17 号様式	被災者救出状況記録簿	90
○ 別記第 18 号様式	救護班活動状況	91
○ 別記第 19 号様式	医療実施状況	92
○ 別記第 20 号様式	助産台帳	93
○ 別記第 21 号様式	輸送記録簿	94
○ 別記第 22 号様式	炊き出し給与状況	95
○ 別記第 23 号様式	飲料水の供給簿	96
○ 別記第 24 号様式	世帯構成員別被害状況	97
○ 別記第 25 号様式	物資購入(配分)計画表	97
○ 別記第 26 号様式	物資の給与状況	98
○ 別記第 27 号様式	物資給与及び受領簿	99
○ 別記第 28 号様式	応急仮設住宅台帳	100
○ 別記第 29 号様式	住宅応急修理記録簿	101
○ 別記第 30 号様式	障害物除去の状況	102
○ 別記第 31 号様式	学用品の給与状況	103
○ 別記第 32 号様式	遺体の搜索状況記録簿	104
○ 別記第 33 号様式	遺体処理台帳	105
○ 別記第 34 号様式	埋葬台帳	106
○ 別記第 35 号様式	賃金作業員雇用台帳	107

〔 防 災 組 織 〕

○ 資料 1 関係機関等の連絡先

1 音威子府村（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
音威子府村役場	音威子府村字音威子府 444 番地 1	01655-5-3311
上川北部消防事務組合（消防本部）	名寄市西 4 条北 3 丁目 14-16	01654-3-2627
音威子府消防支署	音威子府村字音威子府 456 番地	01656-5-3200
音威子府山村都市交流センター木遊館	音威子府村字音威子府 179 番地 1	01656-5-3019
音威子府トレーニングセンター	音威子府村字音威子府 180 番地	01656-5-3924
環境整備室音威子府浄化センター	音威子府村字音威子府 147 番地 1	01656-9-3655
保健福祉センター	音威子府村字音威子府 509 番地 88	01656-9-3050
音威子府村公民館	音威子府村字音威子府 444 番地 5	01656-5-3356
咲来公民館	音威子府村字咲来	01656-5-3124
名寄地区衛生施設事務組合	名寄市字大橋 140 番地 1	01654-2-9090

2 幼児センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号
音威子府村幼児センター	音威子府村字音威子府 459-1	01656-5-3170

3 学校（小中学校・高等学校）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
村立音威子府小中学校	音威子府村字音威子府 451 番地	01656-5-3031
北海道おといねっぷ美術工芸高等学校	音威子府村字音威子府 181 番地 1	01656-5-3044

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局旭川開発建設部	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号	0166-32-1111
北海道開発局旭川開発建設部 士別道路事務所	士別市大通西 15 丁目 3142 番地 31	0165-23-3146
北海道開発局旭川開発建設部 士別道路事務所美深分庁舎	美深町字敷島 143 番地	01656-2-1751
北海道開発局旭川開発建設部 名寄河川事務所	名寄市西 6 条南 9 丁目	01654-3-3177
北海道農政事務所旭川地域センター	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号	0166-76-1277
北海道森林管理局上川北部森林管署 佐久合同森林事務所	中川町安川 3	01658-8-5321
旭川地方气象台	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号	0166-32-7102

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第3普通科連隊(名寄駐屯地)	名寄市内淵84番地	01654-3-2137

6 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道総務部危機対策局危機対策課	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
上川総合振興局(代表)	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5900
上川総合振興局地域政策部地域政策課 (防災)	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5918
上川総合振興局旭川建設管理部 道路課 治水課	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5154 0166-46-5156
上川総合振興局旭川建設管理部 美深出張所	中川郡美深町西3条北2丁目10番地6	01656-2-1081
上川総合振興局保健環境部 名寄地域保健室	名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121
北海道教育庁上川教育局	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-4942
上川総合振興局 上川家畜保健衛生所	旭川市東鷹栖4線15号	0166-57-2232
上川総合振興局 北部森林室	中川郡美深町字東2条南4丁目	01656-2-1726
上川総合振興局 上川農業改良普及センター 上川北部支所	中川郡美深町字敷島119番地	01656-2-1169
上川家畜保健衛生所	旭川市東鷹栖4線15号	0166-57-2232

7 警察署

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川方面本部	旭川市1条通25丁目487番地6	0166-35-0110
北海道警察旭川方面 美深警察署	中川郡美深町字美深263番地	01656-2-1110

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道旅客鉄道(株) 音威子府駅	音威子府村字音威子府511番地	01656-5-3004
日本郵便(株) 音威子府郵便局	音威子府村字音威子府447番地	01656-9-3570
東日本電信電話株式会社北海道事業部 委任機関 株式会社 NTT 東日本—北海道 北海道道北支店	旭川市10条通り10丁目	0166-20-5410
北海道電力(株) 名寄営業所	名寄市西3条南4丁目14番地	01654-3-2131
日本放送協会 旭川放送局	旭川市6条通6丁目27番地	0166-24-7000
日本赤十字社 北海道支部(日赤上川地区)	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5982

9 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 上川北部医師会	名寄市西5条北2丁目	01654-2-5311
一般社団法人 旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1-52	0166-22-2361

10 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北はるか農業協同組合 音威子府支所	音威子府村字音威子府	01656-5-3201
上川北農業共済組合 美深家畜診療所	美深町字敷島279-12	01656-2-1041
音威子府村商工会	音威子府村字音威子府	01656-5-3039
音威子府村建設業協会	音威子府村字音威子府	
上川北部森林組合 美深支所	美深町字西町18	01656-2-1719
音威子府村社会福祉協議会	音威子府村字音威子府192-8	01656-5-3565

11 近隣市町村（上川総合振興局管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川市	旭川市6条通9丁目46番地	0166-26-1111
名寄市	名寄市大通南1丁目1番地	01654-3-2111
富良野市	富良野市弥生町1番1号	0167-39-2300
士別市	士別市東6条4丁目1番地	0165-23-3121
鷹栖町	鷹栖町南1条3丁目5番1号	0166-87-2111
東神楽町	東神楽町南1条西1丁目3番2号	0166-83-2111
当麻町	当麻町3条東2丁目11-1	0166-84-2111
比布町	比布町北町1丁目2番1号	0166-85-2111
愛別町	愛別町字本町179番地	01658-6-5111
上川町	上川町南町180番地	01658-2-1211
東川町	東川町東町1丁目16番1号	0166-82-2111
美瑛町	美瑛町本町4丁目6番1号	0166-92-1111
上富良野町	上富良野町大町2丁目2番11号	0167-45-6400
中富良野町	中富良野町本町9番1号	0167-44-2122
南富良野町	南富良野町字幾寅867番地	0167-52-2112
占冠村	占冠村字中央	0167-56-2121
和寒町	和寒町字西町120番地	0165-32-2421
剣淵町	剣淵町仲町37番1号	0165-34-2121
下川町	下川町幸町63番地	01658-4-2511
美深町	美深町字西町18番地	01656-2-1611
中川町	中川町字中川337番地	01658-7-2811
幌加内町	幌加内町字幌加内4699番地	0165-35-2121

〔 消 防 〕

○ 資料 2 消防施設等の整備状況

(平成 26 年 4 月現在)

1 消防庁舎等

名称	所在地	建物構造	延面積	敷面積	建設年月日
音威子府消防支署	音威子府 453 番地	鉄筋コンクリート造 2階建	601.72 m ²	2707.43 m ²	昭和 56 年 11 月 19 日
咲来消防会館	咲来 368 番地	鉄筋コンクリート造 2階建	207.695 m ²	393.120 m ²	昭和 55 年 11 月 26 日

2 消防機械

配置	区分	種類	名称	型
音威子府消防支署		指令車	指令車	Q-LJ78G 改
		水槽付消防ポンプ車	支署タンク車	P-CVR17K 改
		高規格救急車	高規格救急車	CBF-TRH226S
		ボートトレーラー	ボートトレーラー	22
		ホイールローダー	ミニローダー	FL302-3
音威子府消防団		水槽付消防ポンプ車	1 団タンク車	SDG-FD7JGAA 改
		水槽付消防ポンプ車	2 団タンク車	U-FD3HGAA 改
		小型動力ポンプ付積載車	団積載車	LDF-KDY281

3 消防水利施設

地 区	防火水槽	消火栓	地 区	防火水槽	消火栓
音威子府	12	23			
咲 来	3	8			
物 満 内	1				

〔 災害履歴・震度階級等 〕

○ 資料3 過去の災害の記録

年 度	災害の種類	被 害 状 況	損 害 額
昭和 41 年度	融雪災害 (4 月)	土木被害：河川 3 か所	3,190 千円
	集中豪雨 (8 月)	治山被害：10 か所	30,000 千円
昭和 48 年度	台風による 豪雨 (8 月)	農業用施設：1 か所	80,000 千円
		土木被害：林道 1 か所 河川：9 か所	100 千円 20,400 千円
	集中豪雨 (8 月)	治山被害：1 か所	21,000 千円
昭和 55 年度	融雪災害 (4 月)	農業被害	47,400 千円
昭和 56 年度	台風による 豪雨 (8 月)	被害総額	481,430 千円
		床上浸水：10 戸	1,251 千円
		床下浸水：25 戸	1,378 千円
		非住家半壊：19 戸	950 千円
		畑被害：203ha	41,831 千円
		農業用施設：4 か所	150,000 千円
		家畜被害：50 か所	1,750 千円
		その他農業被害：20 件	600 千円
		土木被害：河川 4 か所	17,500 千円
		10 か所	70,900 千円
		道路 2 か所	11,560 千円
		林業被害：治山 5 か所	180,000 千円
		林道 12 か所	2,590 千円
		その他林業被害：37 件	1,180 千円
被害総額	6,086 千円		
住宅一部破損：13 戸	3,608 千円		
非住家半壊：7 戸	870 千円		
文教施設被害：1 校（中学校）	1,608 千円		
昭和 59 年度	大雨・融雪 災害 (5 月) 集中豪雨 (8 月)	農業被害	5,000 千円
		土木被害：7 か所	61,500 千円
		住宅一部破損：5 戸	1,200 千円
昭和 60 年度	融雪災害 (4 月)	農業被害	15,000 千円
		土木被害：3 か所	16,730 千円
昭和 61 年度	低温 (4 月)	農業被害	6,000 千円
	融雪災害 (4 月)	農業被害	110,000 千円
昭和 62 年度	融雪災害 (4～5 月)	農業被害	40,000 千円
		土木被害：4 か所	25,400 千円

年 度	災害の種類	被 害 状 況	損 害 額
昭和 63 年度	融雪災害 (3～5 月)	農業被害 土木被害	29,000 千円 1,200 千円
平成 3 年度	融雪災害 (3～5 月)	農業被害	9,442 千円
平成 4 年度	融雪災害 (3 月)	農業被害	10,781 千円
	大雨災害 (7 月)	床下：6 戸 土木被害：2 か所	8,000 千円
平成 5 年度	融雪災害 (4 月)	農業被害	23,000 千円
平成 6 年度	融雪災害 (4 月)	農業被害	76,000 千円 +
平成 7 年度	融雪災害 (4 月)	農業被害	22,000 千円
平成 8 年度	融雪災害 (4 月)	農業被害	30,000 千円
平成 11 年度	融雪災害 (4 月)	農業被害	28,000 千円
	大雨災害 (7 月)	土木被害：1 か所	18,000 千円
平成 12 年度	大雨災害 (4 月)	農業被害	21,000 千円
	大雨災害 (7 月)	農業被害	1,138 千円
平成 13 年度	低温災害 (3 月)	土木被害：1 か所	18,834 千円
	融雪災害 (4 月)	農業被害	15,000 千円
	台風による 大 雨 (9 月)	住宅床下浸水：1 戸 農業被害 土木被害：1 か所	5,050 千円 9,900 千円
平成 16 年度	台風による 豪 雨 (9 月)	住宅半壊：3 戸 住宅一部破損：12 戸 非住宅全壊：7 戸 非住宅半壊：7 戸 農業被害 土木被害：5 か所 文教施設被害：3 校	5,000 千円 3,900 千円 3,800 千円 11,000 千円 35,967 千円 1,000 千円 100 千円
平成 22 年度	豪雨・強風 (7 月)	農業被害	28,329 千円
	大雨災害 (8 月)	農業被害 土木被害	8,731 千円 6,700 千円
平成 26 年度	大雨災害 (8 月)	農業被害 土木被害	16,707 千円 5,000 千円

○ 資料 4 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

〔 災害危険箇所等 〕

○ 資料 5 水防区域

1 重要水防箇所（のべ 55 箇所）

（平成 25 年 4 月現在）

（1）重点箇所 総括（4 箇所）

No.	河川名	築堤・工作物名	左右岸	距離標	延長	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	重要度
1	天塩川	物満内	左岸	86.4		38.67	40.64	40.85	
2	〃	茨内	左岸	93.8		43.03	45.03	45.17	
3	〃	箴島	右岸	85.6		38.82	40.82	—	
4	〃	止若内右岸	右岸	98.0		46.95	48.95	—	

（2）重点区間 総括（9 箇所）

No.	河川名	築堤・工作物名	左右岸	距離標	延長	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	重要度
1	天塩川	物満内	左岸	86.2～86.6	0.32	38.67	40.67	40.80	
2	〃	物満内	〃	87.0～87.2	0.30	39.14	41.14	41.23	
3	〃	茨内	〃	93.6～94.0	0.30	43.03	45.03	45.23	
4	〃	茨内	〃	94.4～94.6	0.20	43.52	45.52	45.55	
5	〃	箴島	右岸	83.9～84.0	0.28	36.85	38.85	39.02	
6	〃	箴島	〃	85.4～85.8	0.33	38.08	40.08	40.30	
7	〃	音威子府橋	〃	91.0～91.2	0.20	41.63	43.63	43.70	
8	〃	咲来	〃	96.8～97.0	0.35	45.79	47.79	—	
9	〃	止若内右岸	〃	97.2～100.0	2.81	47.52	49.52	—	

（3）堤防高（17 箇所）

No.	河川名	築堤・工作物名	左右岸	距離標	延長	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	重要度
1	天塩川	物満内	左岸	85.0～85.4	0.44	37.79	39.79	41.82	B
2	〃	物満内	〃	85.4～87.4	1.84	38.67	40.67	40.80	A
3	〃	茨内	〃	89.6～94.6	3.69	42.25	44.25	44.44	A
4	〃	箴島	右岸	83.8～85.2	1.39	37.31	39.31	39.65	A
5	〃	箴島	〃	85.2～85.4	0.18	37.79	39.79	41.78	B
6	〃	箴島	〃	85.4～85.8	0.33	38.08	40.08	40.30	A

No.	河川名	築堤・工作物名	左右岸	距離標	延長	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	重要度
7	天塩川	音威子府	右岸	90.8～92.6	1.86	41.96	43.96	44.07	A
8	〃	咲来	〃	93.8～94.6	0.87	43.31	45.31	45.46	A
9	〃	咲来	〃	94.6～94.8	0.16	43.72	45.72	45.97	B
10	〃	咲来	〃	94.8～95.2	0.34	44.07	46.07	46.24	A
11	〃	咲来	〃	95.2～95.4	0.17	44.26	46.26	46.45	B
12	〃	咲来	〃	95.4～95.6	0.30	44.45	46.45	46.62	A
13	〃	咲来	〃	95.6～96.4	0.73	45.02	47.02	47.60	B
14	〃	咲来	〃	96.4～96.6	0.36	45.41	47.41	47.99	A
15	〃	咲来	〃	96.6～96.8	0.20	45.59	47.59	48.15	B
16	〃	咲来	〃	96.8～97.0	0.35	45.79	47.79	—	A
17	〃	止若内右岸	〃	97.2～100	2.81	47.52	49.52	—	A

(4) 堤防断面 (4箇所)

No.	河川名	築堤・工作物名	左右岸	距離標	延長	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	重要度
1	天塩川	物満内	左岸	86.2～87.0	0.64	38.82	40.82	41.04	B
2	〃	物満内	〃	87.0～87.2	0.30	39.14	41.14	41.23	A
3	〃	物満内	〃	87.2～87.4	0.10	39.27	41.27	41.23	B
4	〃	茨内	〃	89.8～90.0	0.00	41.07	43.07	42.04	B
5	〃	茨内	〃	91.2～91.4	0.18	41.72	43.72	43.90	B
6	〃	茨内	〃	91.6～94.4	2.49	42.65	44.65	44.90	B
7	〃	茨内	〃	94.4～94.6	0.20	43.52	45.52	45.55	A
8	〃	箴島	右岸	83.9～84.0	0.28	36.85	38.85	39.02	A
9	〃	箴島	〃	84.0～84.4	0.45	37.01	39.01	39.40	B
10	〃	箴島	〃	84.6～85.2	0.48	37.62	39.62	39.93	B
11	〃	箴島	〃	85.4～85.6	0.28	37.92	39.92	40.20	B
12	〃	箴島	〃	85.6～85.8	0.05	38.08	40.08	40.30	A
13	〃	音威子府	〃	90.8～91.0	0.18	41.53	43.53	43.63	B
14	〃	音威子府	〃	91.0～91.2	0.20	41.63	43.63	43.70	A
15	〃	音威子府	〃	91.2～92.6	1.48	42.14	44.14	44.23	B
16	〃	咲来	〃	93.8～94.0	0.25	43.03	45.03	45.16	B
17	〃	咲来	〃	94.8～95.6	0.80	44.26	46.26	46.45	B
18	〃	咲来	〃	96.8～97.0	0.35	45.79	47.79	—	A
19	〃	止若内右岸	〃	97.2～100.0	2.81	47.52	49.52	—	A

(5) 水衝・洗掘 (3箇所)

No.	河川名	築堤・工作物名	左右岸	距離標	延長	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	重要度
1	天塩川	物満内	左岸	85.1~85.2	0.12	37.79	39.79	41.82	A
2	〃	咲来	右岸	97.0~97.1	0.10	46.01	48.01	—	B
3	〃	止若内	右岸	98.3~98.4	0.10	47.36	49.36	—	B

(6) 工作物 (3箇所)

No.	河川名	築堤・工作物名	左右岸	距離標	延長	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	重要度
1	天塩川	箴島大橋	—	85.19		37.88	39.88	—	A
2	〃	音威子府橋	—	91.15		41.80	43.80	—	A
3	〃	止若内橋	—	99.68		48.66	50.66	—	A

2 重要水防施設 (樋門、樋管)

(平成 26 年 4 月現在)

河川名	樋門 (管) 名	場所	管理者	備 考
天塩川	箴島樋門	箴島	旭川開発建設部	
	箴島左岸第 1 樋門	〃	〃	
	箴島左岸第 2 樋門	〃	〃	
	物満内樋門	物満内	〃	
	茨内樋管	茨内	〃	
	茨内樋門	〃	〃	
	音威子府橋樋門	音威子府	〃	
	音威子府樋門	〃	〃	
	下北部川排水樋門	咲来	〃	

河川名	樋門 (管) 名	場所	管理者	備 考
天塩川	9 線排水樋門	咲来	旭川開発建設部	
	咲来北 2 丁目樋門	〃	〃	
	赤川樋門	〃	〃	
音威子府川	キツツキ川樋門	音威子府	〃	

○ 資料6 地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険溪流

1 地すべり危険箇所（1箇所）

（平成15年3月現在）

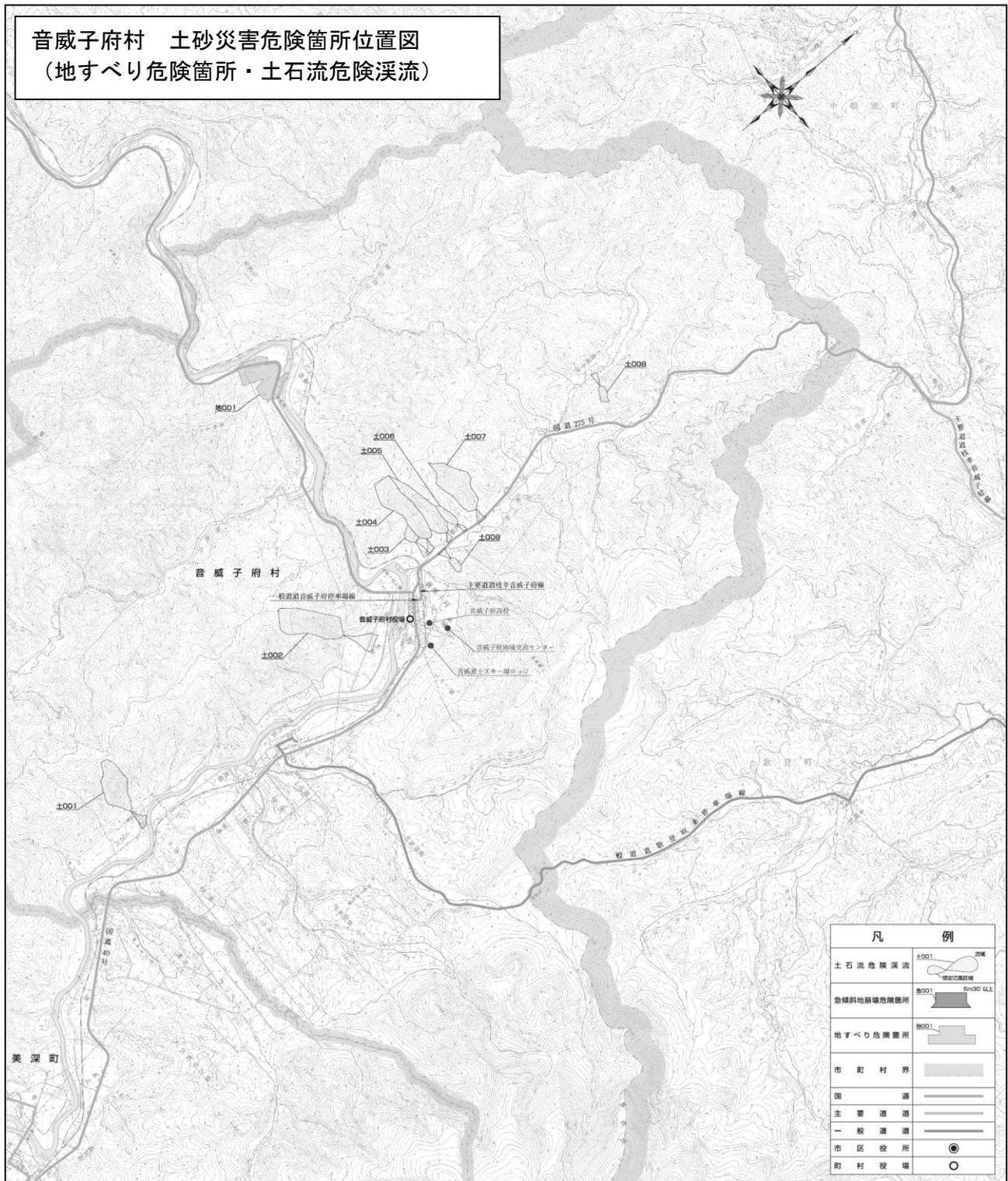
図表番号	危険箇所番号	河川名	箇所名	備考
地001	256	天塩川	箴島	道有林該当箇所

2 土石流危険溪流（9溪流）

（平成15年3月現在）

図表番号	危険箇所番号	河川名	箇所名	備考
土001	I 44-0120	天塩川	温泉の沢川	道有林該当箇所
土002	II 44-0130	天塩川	茨内中の沢川	道有林該当箇所
土003	II 44-0230	音威子府川	キタノセンの川	
土004	II 44-0240	音威子府川	ホソカワの川	
土005	II 44-0250	音威子府川	音威子府の沢川	
土006	II 44-0260	音威子府川	ハヤシノ川	
土007	II 44-0270	音威子府川	阿部の沢川	
土008	II 44-0280	音威子府川	上音威子府の沢川	
土009	II 44-0290	音威子府川	内山の下沢川	

3 土砂災害危険箇所位置図（旭川建設管理部）



○ 資料7 (参考) 災害危険区域現地調査による土砂災害危険箇所

参考までに、災害危険区域現地調査(平成19年実施)による土砂災害危険箇所に該当する箇所は、次のとおりである。

1 地すべり危険箇所(のべ57箇所)

番号	危険区域の現況			予想される被害				備考
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
1	物満内202	オカボナイ	16			村道頓別坊線		道有林 該当箇所
2	" 203	最北	13			国道40号線		道有林 該当箇所
3	" "	オニサシベ	6			"		道有林 該当箇所
4	" "	ボンオニサシベ1	7			"	畑13ha	道有林 該当箇所
5	" "	ボンオニサシベ2	5			村道箴島鬼刺辺線		道有林 該当箇所
6	" 205	オカノ沢1	16			村道上物満内線		道有林 該当箇所
7	" "	オカノ沢2	7			"		道有林 該当箇所
8	" 206	アガンノ沢	6			"		道有林 該当箇所
9	" 213	物満内1	23			国道40号線		道有林 該当箇所
10	" "	ニサタイの沢	7			村道上物満内線		道有林 該当箇所
11	" 214	茨内1	8			"		道有林 該当箇所
12	" 220	茨内2	6			国道40号線		道有林 該当箇所
13	物満内220	茨内3	8			国道40号線		道有林 該当箇所
14	" 206	物満内2	13			村道上物満内線		道有林 該当箇所
15	" 204	" 3	5			村道箴島日沖線		道有林 該当箇所
16	" 213	" 4	21			村道上物満内線		道有林 該当箇所
17	" 208	" 5	9			"		道有林 該当箇所
18	" "	" 6	13			"		道有林 該当箇所
19	" 209	砂金沢1	6			208林班林道		道有林 該当箇所
20	" "	" 2	18			"		道有林 該当箇所
21	" "	" 3	19			"		道有林 該当箇所

番号	危険区域の現況			予想される被害				備考
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
22	物満内206	物満内7	8			村道上物満内線		道有林 該当箇所
23	" 216	エアルシナイノ沢	5			"		道有林 該当箇所
24	" 220	茨内4	9			国道40号線		道有林 該当箇所
25	" 213	ニサタイの沢	11			村道上物満内線		道有林 該当箇所
26	" "	物満内8	8			"		道有林 該当箇所
27	" 207	" 9	22			"		道有林 該当箇所
28	" 208	砂金沢4	14			208 林班林道		道有林 該当箇所
29	上音威子府286	ルチヒコナイノ沢1	5			286 林班林道		道有林 該当箇所
30	" "	" 2	9			"		道有林 該当箇所
31	" "	上音威子府1	12	6		"		道有林 該当箇所
32	" 285	柳ノ沢	15	4		285 林班林道		道有林 該当箇所
33	" "	上音威子府2	24	6		"		道有林 該当箇所
34	" 283	音威子府	25	9		林道音威富士幹線		道有林 該当箇所
35	" 282	島見ノ沢1	18		浄水場	村道音威子府水源線		道有林 該当箇所
36	" "	" 2	20			"		道有林 該当箇所
37	物満内220	茨内5	5	3		村道茨内線		道有林 該当箇所
38	音威子府278	ホロカパンケ1	17			道道歌登咲来停車場線		道有林 該当箇所
39	" "	" 2	8			"		道有林 該当箇所
40	物満内221	茨内6	14			221 林班林道		道有林 該当箇所
41	咲来222	合田	9			村道止若内下道路線		道有林 該当箇所
42	上音威子府284	キモウキウシナイノ沢	17	3		林道音威富士幹線		道有林 該当箇所
43	音威子府283	ナベオウナイノ沢	5			"		道有林 該当箇所
44	物満内212	ノビタノ沢	19			村道上物満内線		道有林 該当箇所
45	物満内208	砂金沢5	10			"		道有林 該当箇所
45	物満内206	物満内7	8			"		

番号	危険区域の現況			予想される被害				備考
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
46	物満内217	物満内支線	9			物満内支線林道		道有林 該当箇所
47	物満内210	照日内ノ沢1	8			照日内林道		道有林 該当箇所
48	〃	〃2	19			〃		道有林 該当箇所
49	物満内208	砂金沢6	28			村道上物満内線		道有林 該当箇所
50	物満内217	大黒の沢	8			物満内支線林道		道有林 該当箇所
51	物満内218	ヤクシノ沢	16			村道上物満内線		道有林 該当箇所
52	〃	エウシテイノ沢1	11			〃		道有林 該当箇所
53	〃	〃2	8			〃		道有林 該当箇所
54	物満内219	物満内10	8			〃		道有林 該当箇所
55	音威子府282	島見左の沢	5	50	役場、小学校、中学校 高等学校	国道40号線		道有林 該当箇所
56	箴島	大字箴島	77			〃		

2 急傾斜地崩壊危険箇所(のべ85箇所)

番号	危険区域の現況			予想される被害				備考
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
1	咲来	長谷部団地1	1	1		道道 歌登咲来停車場線		
2	〃	6林班の沢	1	1		〃		
3	〃	長谷部団地3	1			〃		
4	〃	〃4	1	2		〃		
5	〃	〃5	1	2		〃		
6	〃	〃6	1	2		〃		
7	〃	〃7	1	2		〃		
8	〃	〃8	1	2		〃		
9	〃	〃9	1	2		〃		
10	〃	〃10	1	2		〃		
11	〃	〃11	1	2		〃		

番号	危険区域の現況			予想される被害				備考
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
12	咲来	長谷部団地12	1	2		道道 歌登咲来停車場線		
13	物満内	箴島団地1	2		箴島生活改善センター		物満内	
14	〃	〃2	1		〃		〃	
15	〃	〃3	2		〃		〃	
16	〃	〃4	1		〃		〃	
17	〃	〃5	1		〃		〃	
18	〃	〃6	2		〃		〃	
19	〃	〃7	2		〃		〃	
20	〃	〃8	2		〃		〃	
22	〃	〃9	1		〃		〃	
22	〃	〃10	2		〃		〃	
23	〃	〃11	1		〃		〃	
24	〃	〃12	2		〃		〃	
25	物満内	箴島団地13	2		箴島生活改善センター		物満内	
26	〃	〃14	2		〃		〃	
27	〃	〃15	2		〃		〃	
28	音威子府	北線団地1	1				音威子府	
29	〃	〃2	2				〃	
30	〃	〃3	2				〃	
31	〃	〃4	1				〃	
32	〃	〃5	1				〃	
33	〃	〃6	1				〃	
34	〃	〃7	1				〃	
35	〃	〃8	2				〃	
36	上音威子府	峠団地1	2			国道275号線	上音威子府	

番号	危険区域の現況			予 想 さ れ る 被 害				備 考
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	その他	
37	上音威子府	峠団地 2	1			国道 275 号線	上音威子府	
38	"	" 3	1			"	"	
39	物満内 203	最北 1	7			国道 40 号線	物満内 203	道有林 該当箇所
40	" "	" 2	1			"	" "	道有林 該当箇所
41	" "	" 3	1			"	" "	道有林 該当箇所
42	" "	" 4	4			"	" "	道有林 該当箇所
43	" "	" 5	1			"	" "	道有林 該当箇所
44	" "	" 6	1			"	" "	道有林 該当箇所
45	" "	" 7	3			"	" "	道有林 該当箇所
46	" "	" 8	3			"	" "	道有林 該当箇所
47	" "	" 9	2			"	" "	道有林 該当箇所
49	物満内 205	物満内 1	4	1		"	物満内 205	道有林 該当箇所
50	" "	" 2	2	2		国道 40 号線	物満内 205	道有林 該当箇所
51	" "	" 3	3			村道上物満内線	" "	道有林 該当箇所
52	" "	" 4	2			"	" "	道有林 該当箇所
53	" "	" 5	2			"	" "	道有林 該当箇所
54	" "	" 6	2			"	" "	道有林 該当箇所
55	" "	" 7	3			"	" "	道有林 該当箇所
56	" "	" 8	6			"	" "	道有林 該当箇所
57	" "	" 9	3			"	" "	道有林 該当箇所
58	物満内 206	" 10	5			"	物満内 206	道有林 該当箇所
59	" "	" 11	10			"	" "	道有林 該当箇所
60	" "	" 12	5			"	" "	道有林 該当箇所
61	物満内 208	" 13	2			"	物満内 208	道有林 該当箇所
62	物満内 210	" 14	2			村道上物満内線	物満内 210	道有林 該当箇所

番号	危険区域の現況			予想される被害				備考
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
63	物満内210	物満内15	6			村道上物満内線	物満内210	道有林 該当箇所
64	〃	〃16	6			〃		道有林 該当箇所
65	物満内212	〃17	1			〃		道有林 該当箇所
66	〃	〃18	3			〃		道有林 該当箇所
67	〃	〃19	6			〃		道有林 該当箇所
68	〃	〃20	3			〃		道有林 該当箇所
69	物満内219	〃21	3			〃		道有林 該当箇所
70	〃	〃22	5			〃		道有林 該当箇所
71	〃	〃23	3			〃		道有林 該当箇所
72	物満内216	〃24	2			〃		道有林 該当箇所
73	物満内217	〃25	4			〃		道有林 該当箇所
74	物満内213	物満内26	2			国道40号線		道有林 該当箇所
75	物満内220	〃27	2			〃		道有林 該当箇所
76	〃	〃28	1			〃		道有林 該当箇所
76	〃	〃29	1			〃		道有林 該当箇所
77	〃	〃30	3			〃		
78	〃	茨内1	3			〃		道有林 該当箇所
79	物満内221	〃2	5			22林班林道		道有林 該当箇所
80	音威子府281	〃3	3			〃		道有林 該当箇所
81	〃	音威子府1	2	3		村道音威富士スキー場線		道有林 該当箇所
82	〃	〃2	2	3		〃		道有林 該当箇所
83	〃	〃3	2	11		〃		道有林 該当箇所
84	〃	〃4	2			国道40号線		道有林 該当箇所
85	音威子府281	音威子府5	3		火葬場	国道40号線		道有林 該当箇所

3 土石流危険渓流（のべ 105 箇所）

番号	危険区域の現況						予想される被害					備考
	区域名	水系名	河川名	渓流名	渓流番号	渓流概況		住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
						渓流長(km)	面積(ha)					
1	物満内	天塩川	頓別坊川	頓別坊沢		3.0	14	7	箴島生活改善センター	村道 頓別坊支線		
2	〃	〃	満保の沢B川	満保の沢B		0.2	1	7	〃	〃		
3	〃	〃	満保の沢A川	満保の沢A		0.5	2	7	〃	〃		
4	〃	〃	日置川	日沖の沢		2.5	11	10	〃	〃		
5	〃	〃	渡辺の沢川	渡辺の沢		0.8	4			国道 40号線		
6	上音威子府	〃	熊の沢川	熊の沢		2.0	9	7	北大中川研究林樹木園	国道 275号線		
7	〃	〃	カモの沢川	カモの沢		2.3	10	2	〃	〃		
8	〃	〃	岡田の沢川	岡田の沢		2.0	9	5	〃	〃		
9	音威子府	〃	音根の沢川	音根の沢		2.0	12	5	〃	〃		
10	〃	〃	林の沢川	林の沢		1.7	8	5	〃	〃		
11	〃	〃	内山の沢川	内山の沢		1.7	8	5	〃	〃		
12	〃	〃	細川の沢川	細川の沢		1.7	8	5	〃	〃		
13	上音威子府	天塩川	1の沢川	1の沢		2.0	9	1		国道 275号線		
14	〃	〃	2の沢川	2の沢		3.0	14	5		〃		
15	〃	〃	カヘイの沢川	カヘイの沢		4.0	18	5	北大中川研究林樹木園	〃		
16	〃	〃	テントの沢川	テントの沢		2.5	11	4	〃	〃		
17	音威子府	〃	花谷部の沢川	花谷部の沢		0.5	2	4		〃		
18	咲来	〃	上北の沢川	上北の沢		1.7	8	4		村道 咲来10線		

番号	危険区域の現況							予想される被害				備考
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
						溪流長(km)	面積(ha)					
19	〃	〃	冷泉の沢川	冷泉の沢		2.7	12	3		林道 冷泉の沢線		
20	物満内	〃	加藤の沢川	加藤の沢		0.5	1		茂島 生活改善 センター			
22	〃	〃	日暮の沢川	日暮の沢		0.5	1		〃			
22	〃	〃	月見の沢川	月見の沢		0.5	1		〃			
23	〃	〃	右の沢川	右の沢		0.5	1		〃			
24	咲来	〃	8林班の沢川	8林班の沢		0.5	1	2		道道 歌登咲来 停車場線		
25	咲来	天塩川	7林班の沢川	7林班の沢		0.5	1	2		道道 歌登咲来 停車場線		
26	〃	〃	咲来支流川	咲来支流		0.5	1	2		〃		
27	〃	〃	6林班の沢川	6林班の沢		0.3	1			〃		
28	物満内 203	〃	最北Aの沢川	最北Aの沢		0.5	2			国道 40号線		道有林 該当箇所
30	〃	〃	最北1の沢川	最北1の沢		1.0	3			〃		道有林 該当箇所
32	〃	〃	最北の沢川	最北の沢		0.7	2			〃		道有林 該当箇所
33	〃	〃	最北2の沢川	最北2の沢		0.8	2			〃		道有林 該当箇所
35	〃	〃	最北3の沢川	最北3の沢		0.8	2			〃		道有林 該当箇所
36	〃	〃	最北4の沢川	最北4の沢		0.7	2			村道 茂島田畑線		道有林 該当箇所
37	〃	〃	鬼刺辺川	オニサシベ沢		5.5	66			国道 40号線		道有林 該当箇所
38	〃	〃	ポンオニサシベ沢川	ポンオニサシベ沢		3.8	22			〃		道有林 該当箇所
39	物満内 205	〃	小畑の沢川	小畑の沢		0.6	2	1		〃		道有林 該当箇所
40	物満内 205	天塩川	田畑の沢川	田畑の沢		0.5	2	1		国道 40号線		道有林 該当箇所

番号	危険区域の現況						予 想 さ れ る 被 害				備 考	
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		住家(戸)	公共施設(棟)	道 路		その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
41	〃	〃	学校の沢川	学校の沢		0.8	2	5		〃		道有林 該当箇所
42	〃	〃	金田の沢川	金田の沢		0.9	3	3		村道 上物満内線		道有林 該当箇所
43	〃	〃	オカの沢-A川	オカの沢-A		0.9	5			〃		道有林 該当箇所
44	〃	〃	オカの沢川	オカの沢		0.8	2			〃		道有林 該当箇所
45	〃	〃	オカの沢-1号川	オカの沢-1号		0.6	2			〃		道有林 該当箇所
46	〃	〃	オカの沢-2号川	オカの沢-2号		0.8	2			〃		道有林 該当箇所
47	物満内206	〃	オカの沢-3号川	オカの沢-3号		0.8	2			〃		道有林 該当箇所
48	〃	〃	アカガンの沢川	アカガンの沢		0.8	2			〃		道有林 該当箇所
49	〃	〃	アカガン沢-A川	アカガン沢-A		0.9	3			〃		道有林 該当箇所
50	〃	〃	ヌッパオマナイ沢川	ヌッパオマナイ沢		3.0	18			〃		道有林 該当箇所
51	物満内208	〃	砂金沢川	砂金沢		4.5	27			〃		道有林 該当箇所
52	物満内208	天塩川	砂金の沢-A川	砂金の沢-A		1.4	8			村道 上物満内線		道有林 該当箇所
53	物満内210	〃	砂金沢-B川	砂金沢-B		3.5	10			〃		道有林 該当箇所
54	〃	〃	ウエウシッピナイの沢川	ウエウシッピナイの沢		2.2	13			〃		道有林 該当箇所
55	物満内212	〃	初滝の沢川	初滝の沢		1.6	9			〃		道有林 該当箇所
56	〃	〃	ノビタの沢川	ノビタの沢		1.8	11			〃		道有林 該当箇所
57	物満内219	〃	アズミナイの沢川	アズミナイの沢		1.8	11			〃		道有林 該当箇所
58	〃	〃	スミの沢川	スミの沢		1.8	11			〃		道有林 該当箇所
59	〃	〃	物満内の沢-1川	物満内の沢-1		2.0	9			〃		道有林 該当箇所

番号	危険区域の現況							予想される被害				備考
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
						溪流長(km)	面積(ha)					
59	〃	〃	エゾの沢川-A	エゾの沢-A		0.8	5			〃		
60	〃	〃	物満内の沢-2川	物満内の沢-2		3.5	21			〃		道有林 該当箇所
61	〃	〃	エゾの沢川	エゾの沢		2.0	12			〃		道有林 該当箇所
61	物満内 218	天塩川	エウシテイの沢-2川	エウシテイの沢-2		2.0	12			村道 上物満内線		
62	物満内 218	〃	エウシテイの沢-1川	エウシテイの沢-1		1.8	10			〃		道有林 該当箇所
63	〃	〃	ヤクシの沢-A川	ヤクシの沢-A		1.8	11			〃		道有林 該当箇所
64	〃	〃	ヤクシの沢川	ヤクシの沢		2.0	13			〃		道有林 該当箇所
65	物満内 217	〃	ヤクシの沢-B川	ヤクシの沢-B		1.2	5			〃		道有林 該当箇所
66	〃	〃	大黒の沢川	大黒の沢		3.5	21			〃		道有林 該当箇所
67	物満内 216	〃	エアルシナイの沢川	エアルシナイの沢		2.8	17			〃		道有林 該当箇所
68	物満内 215	〃	フトタフナイの沢川	フトタフナイの沢		3.5	21			〃		道有林 該当箇所
69	物満内 214	〃	ヨマギナイの沢川	ヨマギナイの沢		1.8	11			〃		道有林 該当箇所
70	〃	〃	ヨマギナイの沢-A川	ヨマギナイの沢-A		1.8	11			〃		道有林 該当箇所
71	〃	〃	迷宮の沢川	迷宮の沢		0.9	2			〃		道有林 該当箇所
71	〃	〃	迷宮の沢-A川	迷宮の沢-A		1.5	5			〃		
72	物満内 213	〃	ニサタイの沢川	ニサタイの沢		3.0	18			〃		道有林 該当箇所
73	物満内 213	天塩川	物満内川	物満内地区		1.8	11			村道 上物満内線		道有林 該当箇所
74	〃	〃	出初の沢川	出初の沢		1.8	11			〃		道有林 該当箇所
75	物満内 220	〃	カナイチの沢川	カナイチの沢		0.9	5			村道 茨内線		道有林 該当箇所

番号	危険区域の現況						予想される被害				備考	
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		住家(戸)	公共施設(棟)	道路		その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
76	〃	〃	茨内の沢川	茨内の沢		0.9	5			〃		道有林 該当箇所
77	〃	〃	茨内の沢-A川	茨内の沢-A		0.8	2			〃		道有林 該当箇所
78	〃	〃	セタオマナイの沢川	セタオマナイの沢		3.0	18			〃		道有林 該当箇所
79	〃	〃	マンベツの沢川	マンベツの沢		1.8	11	2		〃		道有林 該当箇所
80	〃	〃	マンベツの沢-A川	マンベツの沢-A		1.0	6	5		〃		道有林 該当箇所
81	物満内221	〃	ヌナモアナイの沢川	ヌナモアナイの沢		2.5	15	1		村道 ヌプトモ マナイ線		道有林 該当箇所
82	〃	〃	寺の沢川	寺の沢		1.0	6			〃		道有林 該当箇所
83	物満内222	〃	オシマアイの沢-A川	オシマアイの沢-A		2.5	15	1		村道 止若内下道 路線		道有林 該当箇所
84	〃	〃	オシマアイの沢川	オシマアイの沢		3.0	18	1		〃		道有林 該当箇所
85	物満内222	天塩川	出初の沢川	出初の沢		0.9	3			村道 止若内下道 路線		道有林 該当箇所
86	物満内223	〃	温泉の沢川	温泉の沢		1.8	11	6	住民保養 センター	〃		道有林 該当箇所
87	〃	〃	オイの沢川	オイの沢		2.2	13	2		村道 咲来山岡線		道有林 該当箇所
88	〃	〃	メイの沢川	メイの沢		3.5	21	2		〃		道有林 該当箇所
89	物満内224	〃	冷泉の沢川	冷泉の沢		2.8	17	2		村道 咲来19線		道有林 該当箇所
90	〃	〃	冷泉の沢-A川	冷泉の沢-A		1.0	6			〃		道有林 該当箇所
91	清水264	〃	クトンベツの沢川	クトンベツの沢		2.8	16			村道 咲来団体 7号線		道有林 該当箇所
92	咲来272	〃	パンケサックルの沢川	パンケサックルの沢		1.8	11			村道 咲来北見線		道有林 該当箇所
93	咲来273	〃	パンケサックルの沢-A川	パンケサックルの沢-A		1.8	11			村道 咲来殖民地線		道有林 該当箇所
94	〃	〃	パンケサックルの沢-B川	パンケサックルの沢-B		3.5	21			〃		道有林 該当箇所

番号	危険区域の現況							予想される被害				備考
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	
						溪流長(km)	面積(ha)					
95	チセ子シリ 276	〃	8線の沢川	8線の沢		1.8	11			村道 咲来北地区 開拓線		道有林 該当箇所
96	チセ子シリ 278	〃	明日の沢川	明日の沢		3.0	18			〃		道有林 該当箇所
97	チセ子シリ 278	天塩川	明日の沢 -A川	明日の沢 -A		2.0	12			村道 咲来北地区 開拓線		道有林 該当箇所
98	チセ子シリ 281	〃	ココアの沢川	ココアの沢		1.8	5		音威富士 スキー場	国道40号 線		道有林 該当箇所
99	〃	〃	154号の沢川	154号の沢		1.2	3			村道 音威子府 共和線		道有林 該当箇所
100	チセ子シリ 282	〃	島見川	島見の沢		2.5	23	30		国道40号 線		道有林 該当箇所
101	〃	〃	〃	島見の沢 -A		0.9	3	30	浄水場	村道 音威子府 水源線		道有林 該当箇所
102	チセ子シリ 283	〃	ナベオナイの沢川	ナベオナイの沢川		3.0	23	10		村道 音威子府 本線		道有林 該当箇所
103	チセ子シリ 284	〃	キモウキシナイの沢川	キモウキシナイの沢川		1.9	11			村道 音威子府 北線1号線		道有林 該当箇所
104	チセ子シリ 285	〃	柳の沢川	柳の沢川		2.8	17			286林班 林道		道有林 該当箇所
105	チセ子シリ 286	〃	ルチヒコナイの沢川	ルチヒコナイの沢川		3.3	30			〃		道有林 該当箇所

○ 資料 8 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区（85箇所）

（平成 26 年 4 月現在）

市区町村名	字名	危険地区名	備考
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-002	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-003	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-004	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-005	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-006	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-007	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-008	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-009	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-010	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-011	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-012	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-013	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-014	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-015	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-016	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-017	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-018	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-019	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-020	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-021	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-022	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-023	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-024	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-025	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-026	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-027	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-028	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-029	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-030	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-031	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-032	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-033	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-034	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-035	
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-山-036	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-山-037	
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-山-038	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-039	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-040	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-041	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-042	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-043	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-044	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-045	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-046	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-047	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-048	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-049	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-050	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-051	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-052	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-053	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-054	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-055	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-056	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-057	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-058	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-059	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-060	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-061	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-062	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-063	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-064	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-065	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-066	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-067	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-068	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-069	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-070	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-071	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-072	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-073	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-山-074	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-075	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-076	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-077	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-078	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-079	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-080	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-081	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-082	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-083	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-084	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-085	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-077	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-078	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-079	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-080	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-081	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-082	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-083	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-山-084	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-山-085	

2 地すべり崩壊危険地区（55箇所）

（平成 26 年 4 月現在）

市区町村名	字名	危険地区名	備考
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-001	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-002	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-003	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-004	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-005	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-006	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-007	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-008	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-009	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-010	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-011	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-012	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-013	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-014	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-015	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-016	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-017	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-018	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-019	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-020	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-021	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-022	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-023	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-024	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-025	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-026	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-027	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-028	
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-地-029	
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-地-030	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-031	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-032	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-033	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-034	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-035	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-036	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-037	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-038	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-039	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-040	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-041	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-042	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-043	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-044	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-045	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-046	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-047	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-048	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-地-049	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-050	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-051	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-052	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-053	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-地-054	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-地-055	

3 崩壊土砂流出危険地区（108箇所）

（平成26年4月現在）

市区町村名	字名	危険地区名	備考
中川郡音威子府村	字物満内	中川町-崩-051	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-001	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-002	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-003	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-004	
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-崩-005	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-006	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-007	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-008	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-009	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-010	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-011	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-012	
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-崩-013	
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-崩-014	
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-崩-015	
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-崩-016	
中川郡音威子府村	字上音威子府	音威子府村-崩-017	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-018	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-019	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-020	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-021	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-022	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-023	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-024	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-025	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-026	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-027	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-028	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-029	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-030	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-031	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-032	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-033	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-034	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-035	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-036	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-037	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-038	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-039	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-040	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-041	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-042	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-043	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-044	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-045	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-046	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-047	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-048	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-049	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-050	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-051	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-052	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-053	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-054	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-055	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-056	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-057	
中川郡音威子府村	字物満内	音威子府村-崩-058	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-059	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-060	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-061	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-062	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-063	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-064	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-065	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-066	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-067	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-068	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-069	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-070	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-071	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-072	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-073	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-074	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-075	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-076	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-077	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-078	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-079	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-080	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-081	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-082	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-083	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-084	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-085	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-086	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-087	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-088	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-089	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-090	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-091	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-092	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-093	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-094	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-095	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-096	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-097	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-098	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-099	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-100	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-101	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-102	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-103	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-104	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-105	
中川郡音威子府村	字咲来	音威子府村-崩-106	
中川郡音威子府村	字音威子府	音威子府村-崩-107	

○ 資料 9 危険物所在一覧

(平成 26 年 4 月現在)

事業所名	所在地	電話番号	危険物の種類	備考
(株)音威子府石油	音威子府 452 番地 1	5-3107	第 4 類	
(株)千見寺商店石油部	音威子府 542 番地	5-3130	第 4 類	
(有)ウサミ	音威子府 407 番地	5-3033	第 4 類	
JR 音威子府駅	音威子府 511 番地	5-3044	第 4 類	
JR アパート	音威子府 509 番地		第 4 類	
秋津道路(株)音威子府事業所	音威子府 499 番地	5-3204	第 4 類	

〔 避 難 場 所 〕

○ 資料 10 避難場所

(平成 26 年 4 月現在)

1 一時避難場所

収容地区名	避難場所	所在地	収容人員	管理者
音威子府地区	音威子府小中学校グラウンド	字音威子府	1,000 人	学校長
	音威子府村山広場		1,000 人	教育長
	音威富士スキー場		500 人	村 長
	中島公園野球場		500 人	”
咲来地区	咲来公民館グラウンド	字咲来	200 人	教育長
	コミュニティ広場		50 人	区 長
箴島地区	箴島会館	字物満内	100 人	村 長

2 避難所

収容地区名	避難所	所在地	収容人員	管理者	施設電話番号	給食施設	給水施設
音威子府地区	音威子府公民館	字音威子府	200 人	教育長	5-3356	有	有
	音威富士スキー場ロッジ		100 人	村 長	5-3305	有	有
	音威子府小中学校		300 人	学校長	5-3031	有	有
	北海道おといねっふ美術工芸高等学校 (寮含む)		300 人	学校長	5-3044	有	有
	音威子府村地域交流センター		200 人	村 長	5-3565	有	有
	道の駅おといねっふ		50 人	村 長		有	有
咲来地区	咲来公民館	字咲来	200 人	教育長	5-3124	有	有
箴島地区	箴島会館	字物満内	50 人	村 長		有	有

3 炊き出し施設

施設名	所在地	炊出能力	施設電話番号
音威子府公民館	字音威子府	300 食	5-3356
音威富士スキー場ロッジ	”	300 食	5-3305
音威子府村高齢者生活福祉センター	”	100 食	5-3565
北海道おといねっふ美術工芸高等学校チセネシリ寮	”	200 食	5-3818
咲来公民館	字咲来	100 食	5-3124
住民保養センター	字咲来	500 食	—
箴島会館	字物満内	50 食	—
音威子府小中学校	字音威子府	300 食	5-3031
北海道おといねっふ美術工芸高等学校	”	300 食	5-3044

〔 通信・輸送 〕

○ 資料 11 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 4 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第 2 条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行くとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行くとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第 3 条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

○ 資料 12 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ果実的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

(4) 自隊訓練

総務部危機対策局防災消防課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(5) 運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

(6) 委託会社

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から防災消防課長が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故あるときは、防災消防課長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

(搭乗者の指定)

第8条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第11条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。

2 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

(運航計画)

第12条 防災消防課長は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として午前9時から午後5時15分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」と総称する。）は、第12条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運行管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航に伴う報告)

第16条 運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめ

るものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第18条 航空機の使用(緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。)を予定する者は、毎年2月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表(様式第5号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第6号)を総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用申請)

第19条 航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(航空機の使用承認)

第20条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書(様式第8号)を交付するものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第22条 運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第23条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第24条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第7章 事故対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第26条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理責任者に

報告しなければならない。

(事故報告)

第 27 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 8 章 雑則

(記録及び保存)

第 28 条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第 29 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

○ 資料 13 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航1管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合
 - ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者の搬送
 - (7) 現場救急
 - a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。
 - (4) 転院搬送
 - a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。
 - ①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合
 - ②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合
 - b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。
 - c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあつては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記 (ア) 及び (イ) に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第 4 条 緊急運航の要請（前条第 5 号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第 1 号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第 5 条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第 6 条 運航管理責任者は、直ちに前条第 1 項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第 7 条 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市

町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

○ 資料 14 北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応

平成 23 年 1 月 21 日

【注意事項】

緊急運航と救急患者の緊急搬送では手順が違います。

【緊急運航の手順】

- ① 災害発生地の署所から防災航空室に要請の電話を入れる。
- ② 災害発生地の署所から速やかに様式第 1 号（第 4 条関係）を FAX で送付する。
- ③ 収束後、災害発生地の署所は様式第 2 号（第 8 条関係）を本部警防課まで報告する。（メール可）
※要請機関の長は、消防長とする。
- ④ 本部警防課は、上記報告のあった様式第 2 号（第 8 条関係）を郵送で総括管理者に送付する。

【救急患者の緊急搬送の手順・対応】

- ① 災害発生地の署所から防災航空室に要請の電話を入れる。
- ② 災害発生地の署所から速やかに様式第 1 号（注：緊急運航の様式とは別物）を FAX で送付する。
- ③ 災害発生地の署所から上川総合振興局（0166-46-5900）にその旨を電話連絡する。
－病院からは依頼を受けていない場合－
- ④ 受入れ医療機関の確保を行う。

【防災航空室連絡先等】

電話番号	FAX 番号	無線呼出・周波数
011-782-3233 011-782-3256 011-782-3257	011-782-3234	ほっかいどう 701 ①150.73 ②148.75 ③154.15

○ 資料 15 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊟	
		公安委員会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地		目的地
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 16 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

〔 応 急 ・ 復 旧 〕

○ 資料 17 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 市外の者が市内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本市の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。 (2) 埋没とは、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑩	公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪	社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫	社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○ 資料 18 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

	内容・資格・条件等																													
目 的	<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p>																													
制度の対象となる自然災害	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 <p>(2) 支援対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅が全壊した世帯 ・ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 																													
支 給 条 件	<p>(1) 対象となる自然災害 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③ 住居の移転費又は移転のための交通費 ④ 住宅を賃借する場合の礼金 ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度） ⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費 <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度） （注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 （注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収） ≤ 500万円の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> <td>150万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障がい者、1級の精神障がい者、1、2級の身体障がい者などを構成員に含む世帯</p>		合 計				①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収） ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円	500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯	75万円	150万円	700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
	合 計																													
		①～④	⑤～⑧																											
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																											
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																											
年収等の要件	支給限度額																													
	複数世帯	単数世帯																												
（年収） ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円																												
500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯	75万円	150万円																												
700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																												
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																													

〔 条例・協定等 〕

○ 資料 19 音威子府村防災会議条例

昭和 37 年 12 月 20 日 条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、音威子府村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 音威子府村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 音威子府村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、音威子府村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうち村長が任命する者
 - (2) 北海道の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防支署長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共的機関の職員のうちから村長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号の委員は、それぞれ 4 人、3 人、1 人、1 人及び 3 人とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、音威子府村の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び識見者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会をおくことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会には部会長をおき、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定める者のほか、防災会議の議事その他、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和40年3月20日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年9月29日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月10日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月10日条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○ 資料 20 音威子府村災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 20 日 条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、音威子府村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部員は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 9 月 29 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 21 災害時における協定一覧

協定締結事業者等一覧

平成 26 年 4 月現在

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	災害発生時における音威子府郵便局と音威子府村の協力に関する協定 (平成 20 年 6 月 30 日)	音威子府郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・物資運搬、輸送 ・災害広報
2	災害発生時における音威子府村と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 (平成 22 年 6 月 24 日)	北海道エルピーガス災害対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン復旧
3	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定 (平成 24 年 2 月 24 日)	北海道コカコーラボトリング(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・物資協定

○ 資料 22 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特

に必要と認められた場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第 2 要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第 3 要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第 7 条の 2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第 8 条 前 2 条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第 7 条第 3 項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第 9 条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第 10 条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
 - (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - (3) 車両及び機械器具の修理費
 - (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前 2 項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 6 年 7 月 25 日締結）

この協定は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

別 表

(平成 25 年 12 月末現在)

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

○ 資料 23 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

札幌市長

他 72 団体

○ 資料 24 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあつてはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあつてはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあつては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

○ 資料 25 「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～

鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村。中川町・幌加内町（以下「提携町村」という。）は、防災に関して次のとおり決議する。

（目的）

第 1 条 この決議は、平常時及び災害時における防災に関して国、道、市と連携を図るとともに、提携町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減を図り、もって提携町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第 2 条 提携町村は、平常時における災害の予防その他災害対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施若しくは相互協力を努めるものとする。

(1) 地域防災計画その他各提携町村が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供並びに共同研究等

(1) 各提携町村が実施する防災訓練への協力参加

(2) 情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施

(3) 提携町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催

(4) 被災時事務の共通化の推進並びに災害時医療体制その他広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究

(5) 備蓄物品、資材等に関する情報交換、共同購入

(6) その他この決議の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互協力）

第 3 条 提携町村において災害が発生し、災害を受けた町村（以下「被災町村」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携町村が加入する「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」その他の災害応援協定に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携町村に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された町村（以下「応援町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第 4 条 応援の種類は次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋

(2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋

(3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋

(4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

(5) 被災者の受入れ

(6) 物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援

(7) 被災地における行政事務の支援

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援要請手続）

第 5 条 被災町村が応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、第 9 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請するにあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量

- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するにあつては、職員の種類、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請するにあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 応援のために派遣された職員は、原則として被災町村の町長又は村長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第3号及び第5号から第7号に掲げる応援の経費については、原則として被災町村の負担とする。
- (2) 第4条第4号に掲げる応援の経費については、応援町村の負担とする。
- (3) 第4条第8号に掲げる応援の経費については、要請の内容に基づきその都度協議する。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災町村と連絡が取れない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする町村が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した費用の負担については、原則として応援町村の負担とし、その他の経費については、前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第9条 連携町村は、この決議に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。
- 3 この決議の目的を達成するため、連絡担当部局の会議を開催する。

(決議の効力)

第10条 各連携町村は、この決議ほかに民間企業等と防災に関する協力の連携をする際は、他の連携町村に効力が及ぶよう当該民間企業等に働きかけるものとする。

- 2 前項の場合において、協定を締結した場合は、各連携町村への情報提供に努める。

(その他)

第11条 この決議の実行に関して必要な事項及びこの決議に定めのない事項は、連携町村が協議して定めるものとする。

この決議を証するため本書19通を作成し、各町村の町長及び村長の職員を押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月14日

鷹栖町長

東神楽町長

当麻町長

比布町長

愛別町長

上川町長

東川町長

美瑛町長

上富良野町長

中富良野町長

南富良野町長

占冠村長

和寒町長

剣淵町長

下川町長

美深町長

音威子府村長

中川町長

幌加内町長

「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～実施細目

(主 旨)

第 1 条 この実施細目は、「かみかわ絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～（以下「決議」という。）第 11 条の規定に基づき、決議の実行に必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の公務災害等)

第 2 条 決議第 4 条第 4 号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。ただし、派遣場所において応急手当をした場合の経費については被災町村の負担とする。

(損害賠償責任)

第 3 条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災町村がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失によ生じたもの及び被災町村への往復の途中において生じたものについては応援町村が賠償責任を負う。

(経費の負担方法)

第 4 条 決議第 7 条第 1 号の規定により、被災町村が負担すべき経費については、応援町村が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっ旋した物質、資機材及び車両等の経費についてはこの限りではない。

2 応援町村は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災町村に請求する。

(1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

(2) 携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く。）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く。)

3 前項に定める請求は、応援町村の町長及び村長名による請求書により、関係書類を添付して、被災町村の町長及び村長に請求する。

4 前 2 項の規定により難いときは、応援町村及び被災町村が協議して定める。

(応援職員の身分表示等)

第 5 条 応援職員は、応援町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被覆、装備及び当座の食料の携行するものとする。

(連絡担当部局)

第 6 条 決議第 9 条第 1 項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話番号（勤務時間外の場合も含む）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(事務局)

第 7 条 決議第 2 条及び第 11 条に規定する事業並びに事務に関する事務局は、上川町村会事務局に置く。

○ 資料 26 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、音威子府村長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
 - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
 - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲 北海道開発局長

乙 音威子府村長

〔 様 式 〕

○ 別記第1号様式 職員参集状況報告書

職 員 参 集 状 況 報 告 書

			受付番号	
参集場所			氏 名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所 属	課 係
	到着時間	時 分	部 ・ 班	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交
本人・家族等の安否の状況				
参集路上での被害の状況				
参集途上における留意事項				

- 注 1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
- 2 班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。
- 3 受付番号は、総務班で記入すること。
- 4 「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
- 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
- 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
- 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、児童二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第2号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第3号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	村 長	副村長	課 長	主担当	副担当	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・防災行政無線 連絡 その他（ ）	
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分 発表機関	
受 理 事 項						
処 理 方 法						

○ 別記第 4 号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日

(市町村名)

至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延 人員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団体数	使用資材費			
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
道(都府県)分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前回迄										
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第5号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分	現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (振興局・市町村名等)			受信機関 (振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時)	月	日	時 分設置
	(名 称) (設置日時)	月	日	時 分設置
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第6号様式 被害状況報告(速報・中間・最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
		道路	箇所						
		橋梁	箇所						
		小計	箇所						
② 住家被害	全壊	棟			市町村工事	河川	箇所		
		世帯				道路	箇所		
		人				橋梁	箇所		
	半壊	棟			小計	箇所			
		世帯			港湾	箇所			
		人			漁港	箇所			
	一部破損	棟			下水道	箇所			
		世帯		公園	箇所				
		人		崖くずれ	箇所				
	床上浸水	棟		計	箇所				
		世帯		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		人			破損	隻			
	棟		計		隻				
	計	世帯		漁港施設	箇所				
		人		共同利用施設	箇所				
			その他施設	箇所					
			漁具(網)	件					
			水産製品	件					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		その他	件			
		その他	棟		計				
	半壊	公共建物	棟	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所		
		その他	棟			治山施設	箇所		
	計	公共建物	棟			林地	箇所		
その他		棟	林産物			箇所			
		その他	箇所						
		小計	箇所						
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha			一般民有林	林地	箇所
			浸透水	ha		治山施設		箇所	
		畑	流出・埋没	ha		林地		箇所	
			浸透水	ha		林産物		箇所	
	農作物	田	ha		その他	箇所			
		畑	ha		小計	箇所			
	農業用施設	箇所		計	林地	箇所			
	共同利用施設	箇所			治山施設	箇所			
	営農施設	箇所			林地	箇所			
	畜産被害	箇所			林産物	箇所			
その他	箇所		その他	箇所					
計				小計	箇所				
				計	箇所				

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧衛生被害	水道		箇所		⑪社会教育施設被害			箇所	
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計		箇所	
	火葬場		箇所		⑬その他	鉄道不通		箇所	
	計		箇所			鉄道施設		箇所	
				被害船舶		隻			
				空港		箇所			
⑨商工被害	商業		件			水道		戸	—
	工業		件			電話		回線	—
	その他		件			電気		戸	—
	計		件			ガス		戸	—
⑩公立文教施設施設	小学校		箇所			ブロック塀等		箇所	
	中学校		箇所			都市施設		箇所	
	高校		箇所		計			—	
	その他文教施設		箇所		被害総額				
	計		箇所		火災発生		建物	件	
公共施設被害市町村数			団体		危険物		件		
罹災世帯数			世帯		その他		件		
罹災災者数			人		消防団員出動延人数		人		
消防職員出動延人数			人						
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)								
	市町村名		名称			設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報ごつき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

○ 別記第7号様式 避難者世帯名簿

避 難 者 世 帯 名 簿

[避難所名

]

No. _____

現住所				被災場所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先 (略・住所・電話番号)			
電話番号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな氏名	生年月日	続柄	性別	職業 (勤務先)	入所日時	退所日時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
備考欄							

注1 一世帯ごとに記入すること。

注2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他特記事項

○ 別記第 8 号様式 避難所収容台帳

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 9 号様式 避難所設置及び収容状況

(音威子府村)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで				
計		既存建物					
		野外仮設					

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 10 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

音 威 子 府 村

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 11 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書				
	住 所 氏 名				
	災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり			従事 協力	を命ずる。
	年 月 日				
	処分権者	印			
従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備 考					

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
	災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
	年 月 日			
	処分権者	印		
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号	公 用 令 書							
	住所 氏名							
	災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり						管理 収用	を使用する。
	年 月 日							
	処分権者						印	
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号	公 用 変 更 令 書						
	住所 氏名						
	災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。						
	年 月 日						
	処分権者						印
変更した処分の内容							

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	印

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日交付	
	音威子府村長 印
	交付責任者 印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 12 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について)

年 月 日
第 号

北 海 道 知 事 様

音 威 子 府 村 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

○ 別記第 13 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様

音 威 子 府 村 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

○ 別記第 14 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担 当 者 職 氏 名							
		連 絡 先		TEL			FAX		
災害の状況・派遣理由	覚 知			年 月		時 分			
	災害発生日時			年 月		時 分			
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域					希 望 す る 活 動 内 容				
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 場 状 況	離 着 陸 場 名								
	特 記 事 項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況 (障害物等) ほか)						
必 要 と す る 資 機 材				現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況					
				特 記 事 項					
傷 病 者 の 搬 送 先					救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況				
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名								
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況								
現 地 最 高 指 揮 者		(機 関 名) (職 ・ 氏 名)							
無 線 連 絡 方 法				(周波数)		H z			
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

○ 別記第 15 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 号 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

音威子府村長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 16 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	音威子府村		電話	FAX	
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話	FAX				
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名	現状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地離着陸場					メモ

○ 別記第 17 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

音威子府村

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 18 号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 19 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

音威子府村

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬入院	診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院		入院	通院		
						点		点	円	
計	機関									
	人									

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第20号様式 助産台帳

病院診療所医療実施状況

音 威 子 府 村

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～	円	
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		

○ 別記第 21 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

音 威 子 府 村

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借 上 等			修				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両		金 額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
					円				円		円		
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 22 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

音 威 子 府 村

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 23 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

音 威 子 府 村

供 月 給 日	対 象 人 員	給水用機械器具								実支出額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃料費			
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費		修繕の 概 要		
	人				円				円	円	
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 24 号様式 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

平成 年 月 日 時現在

音 威 子 府 村

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
	全 壊 (焼)												
流 失													
半 壊 (焼)													
床上 (下) 浸水													

○ 別記第 25 号様式 物資購入 (配分) 計画表

物 資 購 入 (配 分) 計 画 表

平成 年 月 日 時現在

音 威 子 府 村

世帯 品 目	単 価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備 考
		円				円				円								
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
計																		

- 注) 1. 本表は、全壊 (焼)、流出世帯分と半壊 (焼)、床上 (下) 浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 26 号様式 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

平成 年 月 日 時現在

音 威 子 府 村

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

Ⓜ

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 27 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)	2 流失	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男	人
	3 半壊(焼)	4 床上(下)浸水			女	人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印 _____

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考

○ 別記第 28 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

音 威 子 府 村

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な
 図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 29 号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

音 威 子 府 村

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額 円	摘 要
計	世帯			

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

音 威 子 府 村

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 32 号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺 体 の 搜 索 状 況 記 録 簿

音 威 子 府 村

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具							実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
	人			円		円		円	円	

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 33 号様式 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

音 威 子 府 村

処 理 日 年 月	死 体 発 見 の 日 時 場 所	死 者 氏 名	死 者 名	遺 族		洗 浄 品 名	等 の 数 量	処 理		死 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	考 備
				氏 名	死 亡 者 と の 関 係			金 額	額				
									円	円	円		
計		人											

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 34 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

音 威 子 府 村

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬者氏名	埋葬名	死亡者の関係	行った者(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	葬費		備考
		氏名	年齢						骨	計	
							円	円	円	円	
計		人									

- 注 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 35 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。